

国際文化学会「学生会員への教育・研究補助金」
「NPO 法人の在日外国人支援活動から学ぶ」
報告論文

「日本とインドシナ難民」

国際文化学部 斎藤ゼミ一同

目次

はじめに	p.1
1. インドシナ難民の発生と日本の難民受け入れの歴史	p.2
2 日本におけるインドシナ難民の現状と問題点	p.3
2-1 問題点① ずさんな難民認定制度がもたらした弊害	p.3
2-2 問題点② 言語、文化の壁	p.4
2-3 ゼミ生による考察（ディスカッションⅠ）	p.5
3 NGO ベトナム in KOBE を訪ねて	p.6
3-1 インドシナ難民の視点	p.6
3-2 まとめ（ディスカッションⅡ）	p.8
おわりに（二日間を通して）	p.9

はじめに

去る 2004 年 10 月、私たち斎藤ゼミ 4 回生 20 名は 1 泊 2 日のゼミ合宿を行った。当合宿の目的は、卒業論文作成に向けて、私たちの研究テーマである貧困問題を客観的に捉えるために、途上国出身の方々から直に、日本での生活や途上国民の立場から見た日本の援助についての意見を伺い、私たちが先入観で見ている途上国民のイメージとその実像とのギャップを埋めることであった。合宿のトピックには、難民（とりわけ「インドシナ三国」からの難民。詳細は後述）を選定し、日本における難民問題とは具体的にどのようなものであるかを探求するとともに、それらに対する解決策を模索していくことを趣旨とした。

当初の計画では、神戸市にある「たかとりコミュニティセンター」という NPO 法人内の「NGO ベトナム in KOBE」という在日ベトナム人支援団体を訪問し、昼に職員さん、そして、夜の時間を利用してベトナム人労働者の方々に日本での生活や日本の定住外国人支援に関してどう思うかといったお話を伺う予定であった。しかし、先方の都合により労働者の方々と夜間の面会が困難になり、その代わりに、団体の代表者であり、実際に難民として 1981 年に来日した、ハ・ティタン・ガさんのお話を聞かせていただくことになった。

また、計画を進めていく上で「財団法人アジア福祉教育財団難民事業本部」（以下難民事業本部と記載）という、日本に定住する難民への教育や就職斡旋を行っている、公的支援機関への訪問も追加決定された。これは、ゼミでの学習内容をより発展させるために、支援を「行う側」と「受ける側」双方向の視点を把握し、より多面的にこの問題に迫る必要があると考えたためである。なお、当初 9 月上旬となっていた日程は、このように訪問団体が追加されたことによってスケジュールの再調整が必要となり、10 月下旬に変更された。

合宿では、一日目の 10 月 22 日に難民事業本部関西支部、翌 23 日に NGO ベトナム in KOBE を訪れた。二日間を通して、日本では馴染みの薄い難民問題に対する関心を深め、行動を起こす契機とできたことは収穫といえる。しかし、その一方で、支援側、難民側の視点に不一致が見られることや、日本における難民問題は、私たちが彼らに対して抱いているある種の偏見と、密接に関わっていることも明らかになった。

本報告論文では、まず、第一章にて、日本社会における難民問題の起こりからインドシナ難民の現状に至るまで、当問題を考察する上での前提となる歴史的な事項について論じる。そして、支援する側から見た問題点や提言（一日目、難民事業本部）を第二章にて、それらに対する難民自身の声（二日目、NGO ベトナム in KOBE）を第三章にて、各々の訪問の後に行われたゼミ生によるディスカッションの内容と合わせて述べていきたい。

1 インドシナ難民の発生と日本の難民受け入れの歴史

難民事業本部を代表してお話して下さった原口さんによると、現在 142 カ国で批准されている難民条約に準じて、日本国内で難民であると認定されるためには、①人種や宗教もしくは政治的意見を理由に迫害を受ける恐怖にさらされていること、②国籍国外での生活を余儀なくされていること、③国籍国の保護を受けられないことの三つの条件が満たされる必要があるのだという。日本では、1982 年の受け入れ開始以降、これまでに 305 人の外国人がこの条約に基づいて難民認定を受けており、彼らは「条約難民」と呼ばれている。

これに対し、当合宿の主題として採り上げられた「インドシナ難民」とは、難民条約発効以前に日本に入国していた、ベトナム、カンボジア、ラオスの「インドシナ三国」からの難民を指す。これらの多くは、1975 年のベトナム戦争終結によって海外に流出した人々である。ベトナム共和国の崩壊によってインドシナ三国では社会主義化が進み、新体制に不安を持った約 200 万人の人々が迫害や内戦を恐れ、出身国を後にした。海外脱出の方法は様々であったが、当時日本にたどり着いたインドシナ難民は、ベトナムからのボート・ピープル（小型の舟艇に乗り合わせて海上へ逃れた人々）が多数を占めていた。

日本政府がインドシナ難民の受け入れを決めたのは、ベトナム戦争終結から 3 年が経過した 1978 年である。それ以前に漂着した者に関しては、人道的な救済措置は取っていたものの、定住を認めてはいなかった。当時日本は、暫定的な保護をし、落ち着き次第出身国へ帰還させるというスタンスを取っていたが、インドシナ難民が増加するにつれて国際世論の声も厳しくなっていき、1978 年の閣議了解を経てインドシナ難民の定住を認め、翌

1979年に難民事業本部が設立された。さらに、1980年には、国連難民高等弁務官事務所（UNHCR）とベトナム政府との間で締結された「合法出国に関する了解覚書」に基づき、家族再会などの人道的なケースの場合に限って、本国に残された離散家族の呼び寄せも可能となった。このようにして日本は、少しずつ難民受け入れ態勢を整えていったのである。

その後、インドシナ三国の政情は次第に安定へと向かっていった。同時に、難民の第三国への定住や本国帰還も進み、国際社会から見たインドシナ難民問題は現在一応の終息を迎えたとされている。しかし、日本に定住する11,194人（2004年6月末現在）という数のインドシナ難民に目をやると、この問題が解決済みの事項であるとは到底思えない。今後とも彼らを支援し、共に生きていく基盤が日本社会に整っているとは言い難いためである。

次章では、日本に暮らすインドシナ難民を取り巻く問題点を、実際に支援に携わっておられる立場からの生の声を参照して検証していくことにする。

2 日本におけるインドシナ難民の現状と問題点

2-1 問題点① ずさんな難民認定制度がもたらした弊害

まず、日本でのインドシナ難民の受け入れは、難民条約が発効される1982年より以前から行われていたということに着目しなくてはならない。

一般的に、難民は厳密な審査を経た後に条約に基づいて認定され、法務大臣名で「難民認定書」が発行されることによって、身の安全を保障されることとなる。しかし、多数のインドシナ難民が流入した1978年の時点では、日本は国際的な難民条約に未加入であり、難民認定制度が確立されていなかった。それにも関わらず、あまりに大多数の流入人口と緊急性ゆえに、包括的な受け入れを認めざるを得なかったのだ。そのため、条約が発効された1982年以前に日本に渡った難民は、厳しい審査もなく定住を許可され、難民認定書は発行されなかった。そして、彼らは、このような「大量の受け入れを行った後に認定制度を整えた」という日本の難民受け入れ制度の歴史が持つ特異性ゆえに、現在も自分自身が難民であることを証明する術を持たないのである。

これによって、本来受けられるはずである公的な保護を受けられない、海外へ行きたくてもビザの取得や日本への再入国が困難であるといった生活上の不便が生じる。しかし、難民認定を証明できないことによって発生する問題はそれにとどまらない。深刻な問題の一つとして原口さんが言及されていたのが、結婚に関する問題である。

日本国籍を持たない難民の方々は、婚姻届を役所に提出するのみでは結婚できず、大使館を通じ、本国から戸籍や出身はその国（例えばベトナム）であることを示す書類を取り寄せなければならない。しかし本国からは勝手に国を捨てた者に書類の発行はできないと断られ、正式な婚姻関係を成立させることは困難になる。そして、この問題はこの夫婦の間に生まれる子どもにまで影響を及ぼし、在日二世の問題に発展する。

結婚が正式なものでなくなると、いずれ生まれる子供は無国籍となるケースが多く、親が難民認定書を持たないゆえに被ってきた日常生活上の様々な不便を、そのまま引き継ぐことになってしまう。さらには、日本からも母国からも認知されないことによって、二世には「自分は一体何者であるのか」という複雑なアイデンティティの問題も生じ、ひいては世代間の溝をも生んでしまうことが危惧される。

単に生活が不便であるという物質的な問題に端を発し、将来的には、このような精神的な問題にまで波及してしまう危険性が指摘できるのだ。日本政府は難民を受け入れはしたものの、その受け入れの責任を全うしていないという印象を受けた。受け入れるならそれなりの責任を負うべきではないだろうか。

2-2 問題点② 言語、文化の壁

続いて、インドシナ難民たちが生活していく上で大きな障害となっているのは、言語や習慣の壁である。他の受け入れ国と異なり、日本には難民の母語文化を守る制度が存在しないため、日本語運用能力が生活の上では大きな比重を占める。しかし、難民支援センターでの日本語教育はたった4ヶ月しか施されず、出所後の学習機会も限定されている。結果的に、専門的なスキルを持つ医師や技術者でさえも日本語能力が不十分なためにその能

力を活かすことができず、いわゆる 3K での職に就かざるを得なくなってしまうのである。

同時に、日本語能力の欠如は、満足のいく医療へのアクセスも妨げてしまう。現在、医師に通訳を付き添わせている病院は日本では少なく、難民の患者と医師との意思疎通は、医療の知識に乏しい、数少ないボランティア通訳に依存している状況である。そのため、症状の説明や診断結果の通知などの基本的な会話さえままならず、満足な治療を受けることは困難だ。また、法律上は難民にもその権利が保障されている労災でさえも、日本語運用能力が低いために、行使されることがないまま終わってしまうケースが多いのだという。

さらに、社会システムの差異も難民たちを苦しめる要素となっている。例えば、大家族社会のベトナムでは病人や老後の世話は家庭内であることが通例であり、近年日本で起こっている「介護の社会化」という概念が存在しない。このような環境で生まれ育った彼らにとって、介護保険料の支払いが強制されることは、いくら言葉で説明されても不可解であるのだという。原口さんも自身の体験談から「ベトナムで経験していない介護保険や年金制度をいくら丁寧なベトナム語で説明しようとも、情報を伝達したことにはならない」と語り、本国で経験していないことを理解させるのは大変難しいとおっしゃっていた。

それにも関わらず、支援センターにおいては社会生活適応指導が 20 日間しか行われておらず、このような日常生活に必要な知識が満足に与えられているとは考え難い。このように、日本と本国では社会制度に大きな差異があるにも関わらず、それに適応するための機会が設けられないことによって、彼らの生活に混乱が生じやすくなるのだ。

以上のような経緯で、難民たちは日本での生活に自信をなくし、失望感、無力感に襲われる。そして、PTSD や鬱といった精神的な病に陥っていくのである。このような悪循環を断ち切るためにも、日常生活の根幹となる言語や習慣に関する知識を供給することは、より良い支援を考えていくにあたって重点がおかれるべき要素であると感じた。

2-3 ゼミ生による考察（ディスカッション I）

以上のような様々な問題点を受けて、講演後、ゼミ生同士によるディスカッションの時

間を設けた。ディスカッションでは、4人ずつのグループを5つ作り、はじめに浮かび上がった問題点を整理した後、各々のグループで「私たちはこれらの問題点をどのように改善していくことができるか」をテーマに討論し、発表し合った。

解決策として、多くのグループが、日本社会において難民に対する関心、認知度を向上させる必要があることを指摘した。難民認定書を持たないがゆえに発生する人権問題や母語文化保護制度の未整備といった問題点は、日本国内の難民の認知度の低さに起因するものであり、人々の関心を高めることが解決に向けての第一歩であるという意見である。その方法としては支援に携わる NGO に声をかけて地域社会との交流イベントを企画する、学

ディスカッションの様子

校教育に取り入れて多くの子どもたちの関心を促す、メディアに呼びかけて広い世代の理解を求めるなど、多数の案が挙げられた。多くのゼミ生が共感したのが「難民側からの積極的な働きかけも必要だ。双方向からの改善を」という意見である。当事者たちの運動が世論を動かしたことによ



って解決された水俣病、ハンセン病の問題を例に挙げ、最終的に立場の向上をもたらすには、難民自身による自発的、持続的な行動が不可欠であるという内容のものであった。

それでは、当の難民自身は、これらの問題について、そして、現在の日本での生活についてどのように考えているのだろうか。次章では、在ベトナム人が組織する NPO 法人へのフィールドワークによって得られた証言をもとに、本章で述べてきた、日本におけるインドシナ難民の現状や指摘される問題点に対しての、難民側からの視点を考察していきたい。

3 NGO ベトナム in KOBE を訪ねて

3-1 インドシナ難民の視点

合宿二日目、私たちは兵庫県神戸市、たかとりコミュニティセンター内にある NGO ベト

ナム in KOBE を訪れた。この団体の主な活動内容は、在日ベトナム人に対する病院での通訳、ベトナム語教室、交流イベントの企画などである。お話し下さったハ・ティタン・ガさん（以下ガさんと記載）は、他のインドシナ難民同様、終戦後の新体制に不安を覚え、前年に来日した兄に続き、1981年に日本に渡られた。それ以来定住している神戸に、現在は子供とお住まいとのことである。お話を聞いていて受けた印象は、とにかく明るく前向きであるということだ。私たちが抱いていた難民のイメージとはかけ離れた方であった。

講演では、ベトナム難民の発生や定住までの経緯に始まり、現在在日ベトナム人をどのように支援しているのかといった内容のお話を聞かせていただくことができた。そして、その後行われた質疑応答では、私たちが一日目に学んだ、インドシナ難民が抱える諸問題についての生の声を聞くことができ、有意義な時間を過ごすことができたと感じている。

ガさんのお話をお聞きしていて最も印象的であったのが、インドシナ難民の置かれた差別的ともいえる状況に対して、全く悲観的な素振りを見せなかったことだ。例えば、難民事業本部の原口さんが問題視されていた結婚問題に関しては「(ベトナムからの書類が要求されるなど) 制度上は不可解な部分があるが、婚姻届さえあれば職員さんが対処してくれる。慣れた方ならなおさらだ」と、特に気を揉んでいる様子ではなかった。また、日本語学習や社会生活指導のサポートが乏しく、一定期間の研修の後は野放し状態であることについても、「外国人に冷たい国だと感じたこともあったが、日本はベトナムより安全に暮らせるし、子供も学校に通わせることができる。今は日本にいて良かったと思っている」と、返ってくる答えはいたって前向きである。さらに驚いたのが、多くのインドシナ難民は戸籍も国籍も持たず、身分証明すらできないという事実に対して、私たちは「これは差別に等しい問題であり、早急に戸籍を認めるべきだ」と話し合っていたが、ガさんは「国籍が欲しいと思うのは旅行するときだけ」と、全く問題視する様子もなくさらりと話しておられたことである。私たちの想像に反して、彼らは認知度を高めようと躍起になっているわけでもなければ、支援団体の援助に依存している印象もほとんど受けなかった。しかし、以上のように現状の生活にある程度納得している様子を見せる一方で「来たくて日本に来

たわけではない。社会主義の中ではやっていけないと思った。当時は生きていけばどこでも良かった。政策が変われば国へ帰りたいという気持ちは今もある」
ともおっしゃっていた。難民の方々は内戦や迫害を恐れ、やむを得ず国外に生活の基盤を置いている。生きていくために



は、置かれた環境を受け入れてその土地に慣れざるを得ず、不自由なことが多いといっても、強くたくましくあり続けねばならないのだろうと感じた。

3-2 まとめ（ディスカッションⅡ）

講演後のディスカッションでは初日と同様4人ずつのグループに分かれ、「昨日までの自分と今の自分の違い」をテーマに話し合った。つまり、現場で難民を支援されている原口さん、そして、実際に難民として海を渡り、20年以上日本で暮らしているガさんの話を伺って、自分の中でどのようなことが変わったか、合宿で何を学んだかということである。

多くのゼミ生が言及したのが、難民に対するイメージが変わったということである。難民と聞いて、かわいそうな人たちという不必要な偏見が私達自身の中にあつたと気付いた。一日目のディスカッションで話し合っていたような「難民は社会が積極的に保護していくべきだ」、「私たちが行動を起こして世論の関心を高めていくべきだ」という意見を、ガさんのお話によって覆されたと多くの者が口にした。支援とは一方的に世話を焼くことを意味するのではなく、きちんと段階を踏まなくてはならない。そのためには、まずは、難民といっても対等な人間であり、ベトナム人としての誇りを持っていることを理解し、彼らのニーズを把握する姿勢とシステム作りが重要であるという意見が出た。そして、なぜ難民になったのか、その経緯を正しく理解した上で、私達に出来ることを探し、助け合っていく関係は、決して強者・弱者の構造によって築かれるものではないことを確認し合った。

思えば私たちは、「難民」という言葉から、「困っている人たち、かわいそうな人たち」という先入観を持ち、私たちの助けがなければ何もできないような脆弱な存在と出発前から決め付けてしまっていたのかもしれない。「守ってあげなければ」という義務感からの援助は、真に難民が必要とする援助には結びつかないことを痛感した。難民の強さを垣間見ることができたと同時に、彼らを社会的弱者に位置づけているのは、他ならぬ私たちの偏見であるということに気付かされたフィールドワークであった。

おわりに（二日間を通して）

インドシナ難民に関する知識をあまり持ち合わせていなかった私たちにとって、今回の合宿を通して最も良い教訓になったことは「知ることの大切さ」であったように思う。一日目、原口さんの講演により日本のインドシナ難民に関する史実と現状を「知った」ことによって、私たちはどのように難民の生活をより良いものにしていくか討論することができた。同様に二日目も、ガさんのお話から難民自身の視点がどのようなものであるかを「知った」ことで、私たちが彼らに対して抱いていた偏見を打破することができた。

このように、日本の立場、難民の立場という両側面からのお話を聞くことによって、想像していたこととは違う考えが生まれること、一つの事柄にも様々な見方があることを実体験できたことは、大きな収穫である。仮に私たちがどちらか一方の団体のみを訪問していたら、極めて一面的な真実しかつかむことができなかつたであろう。「知らないことから偏見が生まれる」とガさんはおっしゃっていたが、なぜ問題が起きているのかいくつもの視点から考えることは、新しい関係性を築く上でとても大切なことであると感じた。

日本社会と難民の間にある垣根を完全に取り除くためには、両者間に、今後より一層の相互努力が求められる。支援体制は、より難民に近い視点から修正を加えられるべきであろうし、私たち日本人の意識にも改善の余地がある。同時に、難民側も、問題の原因を歴史や政策に押し付け、一方的に解決を求めるだけでなく、問題の中心にいるのは自分たちであるという自覚を持って、積極的に社会に働きかけていく必要があるのではないかと。

そのようにして難民自身が行動を起こした際には、問題に悩まされている彼ら自身が主体となって解決に向かうことのできる環境が整っていないとてはならない。そのためには、私たち日本人が、まずは彼らについて深く知ることが前提となる。そういった意味では、今回の合宿は、インドシナ難民について想像以上に多くのことを学ぶことができ、将来的に行動に移すための絶好の契機となった。今後、身の周りの少しでも多くの人間がこの問題に目を向け、日本社会と難民との隔たりを解消していくための情報を発信していくことが、私たちの努めであると考えている。様々な理由で国を追われ、見知らぬ土地で毎日過ごす難民たちの周りには、未解決の問題が数多く存在する。私たち自身がそのような難民たちの声に積極的に耳を傾け、彼らが何に悩み何を欲するのか、共に考えていくことのできる人間でありたい。そう強く感じた二日間であった。

最後に、このインドシナ難民という問題を通して、本質に近づくためには様々な側面からアプローチをかける必要があると身をもって学んだことで、フィールドワークによって卒業論文作成に向けての足がかりをつかむ、という計画当初の目的は十分に達成されたと感じている。途上国民を弱者と位置付け、苦しめるのは、時として先進国民の偏見によるものであること、そして、彼らの視点に立つことによって今まで見えなかったものが見えてくると学習できたことは、発展途上地域をテーマとしている私たちの各々の研究に、想像以上に多くのものをもたらした。目的と成果が一致した非常に有意義なゼミ合宿であったということに、疑念の余地はないだろう。



NGO ベトナム in KOBE 訪問後、たかとりコミュニティセンター内にて撮影。最前列左より3人目が、団体の代表者であり、難民側の視点から貴重なお話をしてくださったガさん。

文末資料

訪問団体一覧

財団法人アジア福祉教育財団難民事業本部関西支部

〒650-0027 兵庫県神戸市中央区中町通 2-1-18 日本生命 神戸駅前ビル 11F

TEL 078-361-1700 URL : <<http://www.rhq.gr.jp/index.htm>>

NGO ベトナム in KOBE

〒653-0052 神戸市長田区海運町 3-3-8 鷹取教会内

TEL 078-739-6663 URL : <<http://www.tcc117.org/ngov.html>>

合宿スケジュール

	1日目	2日目
8:00		起床 朝食 身支度
9:00	集合 神戸に移動	チェックアウト 鷹取に移動
10:00	難民事業本部訪問	NGO ベトナム in KOBE 訪問
11:00	～神戸クリスタルタワービル～	～鷹取コミュニティセンター～
12:00	昼食	昼食
13:00	各自自由時間	ディスカッションⅡ
14:00	ホテルへ移動	「この2日間で学んだこと」
15:00	ディスカッションⅠ	一人ずつ合宿の感想を発表し、
16:00	「難民問題の解決法」	現地で解散
17:00	チェックイン	
18:00	夕食・入浴等就寝まで自由時間	